

令和8年7月10日

多賀町長 久保 久良 様

多賀町公共下水道事業審議会
会長 土田 勝一

多賀町下水道使用料について（答申）

多賀町公共下水道事業審議会設置条例第2条の規定に基づき、令和7年2月13日付多地下発第194号で諮問のあった標記の件について、当審議会では慎重に審議を行った結果、別紙の通り答申します。

1. はじめに

下水道事業は、生活環境の改善や河川の水質保全に貢献し、快適で安心な生活を送るうえで必要不可欠な社会基盤を構築する事業である。

本町の下水道事業は、平成7年に供用開始され、令和2年度より企業会計に移行し運営しているが、供用開始以来、使用料改定を行っておらず、据え置きとされてきた。

現在の下水道事業を取り巻く環境は、物価高騰による電気代や人件費の上昇、滋賀県が運営する流域下水道維持管理負担金が大幅に増額改定されるなど厳しい状況にある。公営企業である下水道事業の経営は、使用料収入をもって行う独立採算制を基本原則としており、受益に応じた負担を使用者に求めることが必要と考える。

そこで、本審議会では、町民生活および企業活動への影響にも配慮しつつ、適正な使用料改定について慎重に審議を重ね、次の通り改定を行うことが望ましいという結論に至った。

2. 使用料改定の内容

(1) 改定の時期

令和9年4月

(2) 改定単価

水量区分		現行価格 (円)	改定価格 (円)
基本使用料		1,200	1,400
従 量 使 用 料	10m ³ まで	0	0
	10m ³ を超え30m ³ まで	130	150
	30m ³ を超え50m ³ まで	140	160
	50m ³ を超え100m ³ まで	150	170
	100m ³ を超え750m ³ まで	160	180
	750m ³ を超える分	210	220
排 浴 公 水 場 衆	300m ³ まで（基本料金）	10,000	11,000
	300m ³ を超える分	75	85

3. 審議会としての付帯意見

下水道事業は、公共性、公益性の高い事業であり、計画的・継続的な事業実施が不可欠である。このことから、次の３点について、付帯意見として付記する。

- ①中長期的な視点を持って改修および維持管理を行い持続可能な事業経営に努めること。
- ②使用料の改定にあたっては、町民に対し丁寧に説明し、理解と協力を得るよう努めること。
- ③社会情勢の変化や物価動向を注視し、概ね５年ごとに経営状況の点検と適切な下水道使用料のあり方を検討するよう努めること。